

建 第 1 3 6 6 号
令和 7 年 9 月 1 9 日

一般社団法人 石川県建築士事務所協会 様

石川県土木部建築住宅課長
(公 印 省 略)

確認申請におけるよくある指摘事項について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、本県の建築住宅行政の推進につきまして、多大なご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 4 月に改正建築基準法・建築物省エネ法が全面施行され、2 階建て木造一戸建て住宅などの建築確認申請における審査省略の特例制度がなくなり、確認審査における指摘事項が増えております。

そこで、審査の円滑化を目的に別紙のとおり「確認申請においてよくある指摘事項」をまとめましたので、申請図書を作成する際の参考にしていただきたいと思います。

つきましては、貴会会員各位にご周知くださいますようお願い申し上げます。

(参考)

石川県土木部建築住宅課ホームページ

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/shinsei/y-kenjuu/kenchikujuutaku_06.html

・確認申請におけるよくある指摘事項について（周知）

(事 務 担 当)
石川県土木部建築住宅課
建築行政グループ
TEL 076-225-1778